

宇部市地球温暖化対策ネットワーク規約

(名 称)

第1条 この会は、宇部市地球温暖化対策ネットワーク(英語名:Ube Network for Climate Change Actions、略称:UNCCA(アンカ)。以下「UNCCA」という。)と称する。

(目 的)

第2条 UNCCAは、省エネルギー及び低炭素社会の形成を目指し温室効果ガス削減に向け、産・官・学・民の相互理解と協力のもと、地域における地球温暖化対策を協議、実践し、環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

2 UNCCAは地球温暖化対策の推進に関する法律第26条にて組織された、地球温暖化対策地域協議会としての役割を担うものとする。

(事業等)

第3条 UNCCAは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議・検討・実施する。

- (1) 温室効果ガス削減のための生活行動様式改善の促進
- (2) 温室効果ガス削減に関する普及啓発の促進
- (3) 温室効果ガス削減に向けた仕組みづくり
- (4) その他地球温暖化対策に関すること

(会員の構成)

第4条 UNCCAは、次に掲げる者のうち、第2条に掲げる目的に賛同する者で構成する。

- (1) 学術研究機関
- (2) 企業及び事業所
- (3) 市民活動団体
- (4) 関係行政機関
- (5) その他目的に賛同する個人

(入 会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会をしようとするものは、入会申込書により事務局(代表)に申し込むものとし、事務局(代表)は正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

(入会金及び年会費)

第6条 UNCCAの入会金は不要とし、年会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人1口1,000円以上
 - (2) 市民活動団体(NPO法人又は任意団体)1口1,000円以上
 - (3) 上記以外の団体1口3,000円以上
- 2 会員は当該年度の総会までに年会費を事務局に納入するものとする。ただし、随時参加の申し出があった場合は、速やかに納入するものとする。
- 3 入会金及び年会費の改訂は幹事会で協議し、総会で審議する。

(退 会)

第7条 会員は事務局に申し出ることにより、任意に退会することができる。

(役 員)

第8条 UNCCAに代表1名、副代表若干名を置く。

2 代表及び副代表は、構成員の互選により選出する。

- 3 役員任期は2年とし、再任は妨げない。

(監査)

- 第9条 UNCCAに監査2名を置く。
- 2 監査は、構成員の互選により選出する。
 - 3 監査の任期は2年とし、再任は妨げない。

(職務)

- 第10条 代表は、UNCCAを総括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときは、副代表の中から代表があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
 - 3 監査は、UNCCAの会計を監査する。

(顧問)

- 第11条 UNCCAに若干名の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、代表が推薦し、総会で決定する。
 - 3 顧問は、UNCCAの諮問に応じる。
 - 4 顧問の任期は特にこれを定めない。

(パートナー)

- 第12条 UNCCAに若干名のパートナーを置く。
- 2 パートナーは宇部市の地球温暖化対策担当部署から選任される。
 - 3 パートナーは、UNCCAが第2条の目的を遂行するために、宇部市と密接に関与・連携するための必要な役割を担うものとする。

(事務局)

- 第13条 UNCCAの事業等を適正かつ円滑に遂行するため、UNCCAに事務局を置く。
- 2 事務局に、事務局長を置く。

(総会)

- 第14条 総会は、毎年1回及び必要に応じ、代表が招集し、その議長となる。
- 2 総会は次に掲げる事項を協議、決定する。
 - (1) 規約の改廃及び変更に関する事
 - (2) 役員を選出及び決定に関する事
 - (3) 事業計画及び収支予算の承認に関する事
 - (4) 事業報告及び収支決算報告の承認に関する事
 - (5) その他幹事会で必要と認めた事項
 - 3 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 4 代表は、必要に応じ、総会に構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 5 総会の議事については、事務局が議事録を作成し保管する。

(幹事会)

- 第15条 UNCCAの所掌事項について調査研究、事業案の作成、事業の執行を行うため、UNCCAに幹事会を置く。
- 2 幹事会は、役員及び幹事並びにパートナーで構成し、幹事は、代表が指名する。
 - 3 幹事会に幹事長1名を置く。
 - 4 幹事長は、幹事会構成員の互選により選出する。

- 5 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 6 幹事会は次に掲げる事項を協議、決定する。
 - (1) 事務局処務規定、職員就業規則の改廃及び変更に関すること。(職員の給料に関する部分を除く)
 - (2) 総会の決議により幹事会に委任された事項
 - (3) その他代表が必要と認めた事項
- 7 幹事会は次に掲げる業務を執行する。
 - (1) 総会に付議する議案に関すること
 - (2) 総会の決議により幹事会に委任された事項
 - (3) その他代表が必要と認めた事項
- 8 幹事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 9 幹事長は、必要に応じ、幹事会に構成員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。
- 10 幹事会の議事については事務局が議事録を作成し保管する。

(会 計)

第16条 UNCCAの経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 年会費
 - (2) 助成金
 - (3) 委託費
 - (4) 寄付金
 - (5) その他の収入
- 2 UNCCAの事業計画及びこれに伴う収支予算は代表が作成し、幹事会及び総会の議決を経なければならない。
 - 3 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は幹事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
 - 4 UNCCAは将来の活動継続の担保、受託事業等での委託費の受領と費用発生の時期の遅れによる短期キャッシュフローの改善など事業を円滑に遂行するため一定額の積立金を持つことができる。
 - 5 積立金の使用目的や事業計画、目的外取り崩し等については幹事会で協議、決定する。
 - 6 UNCCAの会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、UNCCAの運営に必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この規約は、2002年10月12日から施行する。

附則

この規約は、2003年10月12日から施行する。

附則

この規約は、2005年7月10日から施行する。

附則

この規約は、2013年9月2日から施行する。